町内会役員(町内会長・会計)の選出方法改定について

表題の件、先日の回覧の内容が十分に理解されてないようなので、改正内容 をもう一度説明しますのでご一読下さい。

なお改定は平成30年度から実施されます。

- ◎町内会三役(会長・副会長・会計)の選出方法の改定について。【今までの選出方法】
 - ◆会長・会計の選出 … 町内会員の中から適任者を選出し就任を依頼。 任期は規定では一期2年が、実際はほとんどが 二期、三期を留任。
 - ◆副会長(2名)の選出 … 1組から11組の組長が、町内会長選出の組 を除き、2年輪番制で当年度の組長が就任。

【改定された選出方法】

町内会を下記の3グループに分け、各グループが輪番制で町内会長と会計を選出します。

選出方法はグループ毎に選考委員会を設け協議のうえ選出します。

任期は一期2年で留任はありません。

選出委員会は、当年度の組長で構成します。

副会長の選出は、グループ内で会長・会計を選出した組以外の組の組長が、現行と同じ方法で就任します。

選出グループ Aグループ (1組・3組・6組・7組)

Bグループ(2組・4組・5組)

Cグループ(8組・9組・10組・11組)

- ※1 初年度(平成30年度)はCグループからスタートし、8組から 会長・10組から会計、9・11組から副会長が選出がされています。
- ※2 三役以外の役員(組長・体育委員・交通安全委員・婦人会委員)及び 各委員会の三役(委員長・副委員長・会計)の選出は、現行の各組毎 の選出方法と変更はありません。
- ※3 各役員の三役選出輪番表は次頁の表のとおりとなります。

町内会各役員三役当番輪番表

役	職√⊊	F度	3 0	3 1	3 2	3 3	3 4	3 5	3 6	3 7	3 8	3 9
町内三役			С		A		В		С		Α	
				· · · ·			5	ţ				Sec.
体	会	長	5	. 6	7	8	9	1 0	11	1	2	3
	副会	夫	6	7	8	9	1 0	1 1	1	2	3	4
	副会	長	7	8	9	10	1 1	1	2	3	4	5
育	会	計	8	9	10	1 1	1	2	3	4	5	6
交	会	長	10	1 1	1	2	3	4	5	6	7	8
	副会	夫	1 1	1	2	3	4	5	6	7	8	9
通	会	計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1 0
婦	会	長	8	9	10	1 1	1	2	3	4	5	6
8.	副会	表	9	1 0	1 1.7	1	2	3	4	5	6	7
	副会	表	1 0	1 1	1	2	3	4	5	6	7	8
人	会	計	1 1	1	2	3	4	5	6	7	8	9

【注 記】この件で判らないことがあれば、下記の方に確認して下さい。 但し4月1日以降は、新役員となりますので確認相手は新役員となります。(新役員の氏名は、4月1日以降回覧で発表されます)

[3月31日までの問い合わせ先]

町内会長 塩澤 春巳 (237-1629)

10組組長 丸山 二郎 (10-402

090-5070-6402)

11組組長 鈴木 康弘 (9-203 236-7007)

町内顧問 須永 修司 (9-404 237-0170)